

令和 4 年度 白井市地域防災計画修正案の要旨

第 1 修正の背景

頻発する自然災害に対応して災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和 3 年 5 月 20 日に災害対策基本法の一部改正が施行され、避難勧告・避難指示の一本化が図られました。

本市では、令和 3 年 3 月に白井市地域防災計画の修正を行ったところですが、この法改正を踏まえて避難情報の発令基準の見直しを行うとともに、令和 3 年 12 月 24 日に修正された千葉県地域防災計画の修正を反映した白井市地域防災計画の修正を行います。

また、修正に当たり、市の取組みの反映や語句等の修正を行います。

第 2 主な修正内容

- (1) 災害対策基本法等の防災関係法令の改正及び千葉県地域防災計画の修正に伴うもの
 - ① 避難勧告と避難指示を避難指示に一本化されたことに伴い、避難指示等の発令基準を見直し。
 - ② 災害時の避難先として指定緊急避難場所の他に安全な親戚・知人宅、ホテル等を追加。また、避難先への避難に危険が伴う場合は緊急安全確保を行うことを明記。
 - ③ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市の努力義務とされたこと、作成は危険区域の住民等を優先することを明記。また、福祉避難所へ直接避難する必要のある要配慮者の指定に努めることを明記。
 - ④ 災害が発生するおそれのある段階において、災害救助法が適用されること、その段階から応急対策を行うことを明記。
 - ⑤ 避難所における性暴力や DV 発生の防止を行うことを明記。
 - ⑥ 災害時の心得に被災家屋の写真撮影など生活再建支援に資する行動を明記。
 - ⑦ 大雪のおそれがある場合に車両滞留の防止のための通行規制や、不要不急の外出を控えることが重要であることの周知を明記。
- (2) 市の取組みの反映
避難所の運営方法の見直し。(令和 3 年 10 月に作成した避難の開設・運営マニュアルの内容に修正)
- (3) その他の修正
 - ① 白井市地域防災計画(令和 3 年 3 月修正)に対する千葉県からの指摘事項を修正。
 - ② 語句等の修正。

第3 経過および今後の予定

月	内 容	備考
6 月	庁内（各課）への意見照会	地域防災計画修正案
11月 12月	防災委員への意見照会	地域防災計画修正案
1 月	パブリックコメント 第1回防災会議	地域防災計画修正案 (委員の意見を反映したもの)
3 月	市の行政経営戦略会議への報告 千葉県への報告	地域防災計画（修正後）